ずっと安心

みんなの介護保険

萩市高齢者支援課

（令和７年８月１日版）

介護保険のしくみ

介護保険は、４０歳以上のみなさんが加入者となって、保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。

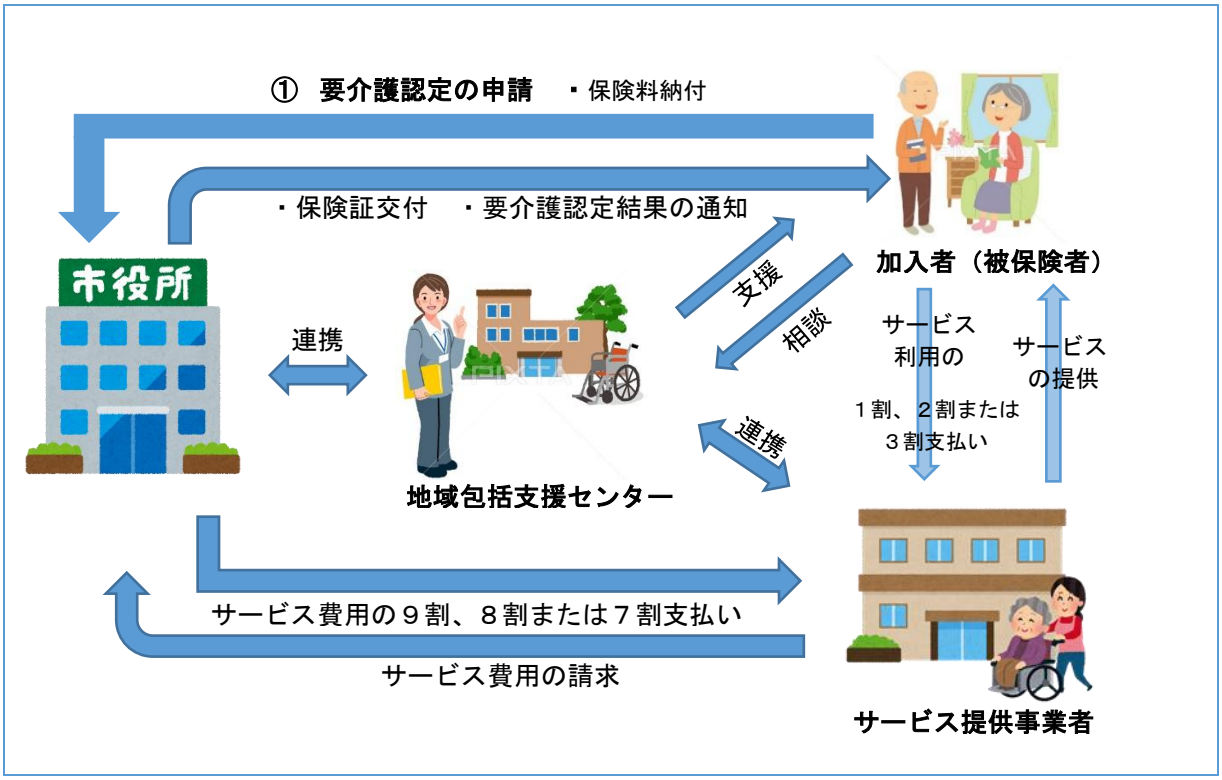

６５歳以上（第１号被保険者）の方

日常生活において、介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に介護サービス・介護予防サービスを利用できます。（介護が必要となった原因は問われません。）

介護保険の保険証

●１人に１枚保険証が交付されます。●６５歳になった月の翌月に交付されます。

●保険証が必要なとき（・要介護認定を申請するとき ・サービスを利用するとき など）

４０～６４歳（第２号被保険者）の方

介護保険の対象となる特定疾病で、介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、下記の１６種類が指定されています。

特定疾病

●筋萎縮性側索硬化症（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）
●後縦靭帯骨化症（こうじゅうじんたいこっかしょう）
●骨折を伴う骨粗しょう症（こっせつともなこつそしょう）
●多系統萎縮症（のうけっかんしっかん）
●脳血管疾患
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（しんこうせいかくじょうせいまひ だいのうひしつきていかくへんせいしょう）【パーキンソン病関連疾患】
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症（りょうがわひざかんせつこかんせついちじるへんけいともなへんけいせいかんせつしょう）
●初老期における認知症（しょろうきにんちしょう）
●閉塞性動脈硬化症（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）
●関節リウマチ（かんせつ）
●脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症（とうにょうびょうせいしんけいしょうがいとうにょうびょうせいじんしょうとうにょうびょうせいもうまくしょう）
●早老症（そうろうしょう）
●がん末期（まっき）
●慢性閉塞性肺疾患（まんせいへいそくせいはいしっかん）
●脊柱管狭窄症（せきちゅうかんきょうさくしょう）

介護保険料の財源

介護保険は、４０歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担分は除く）

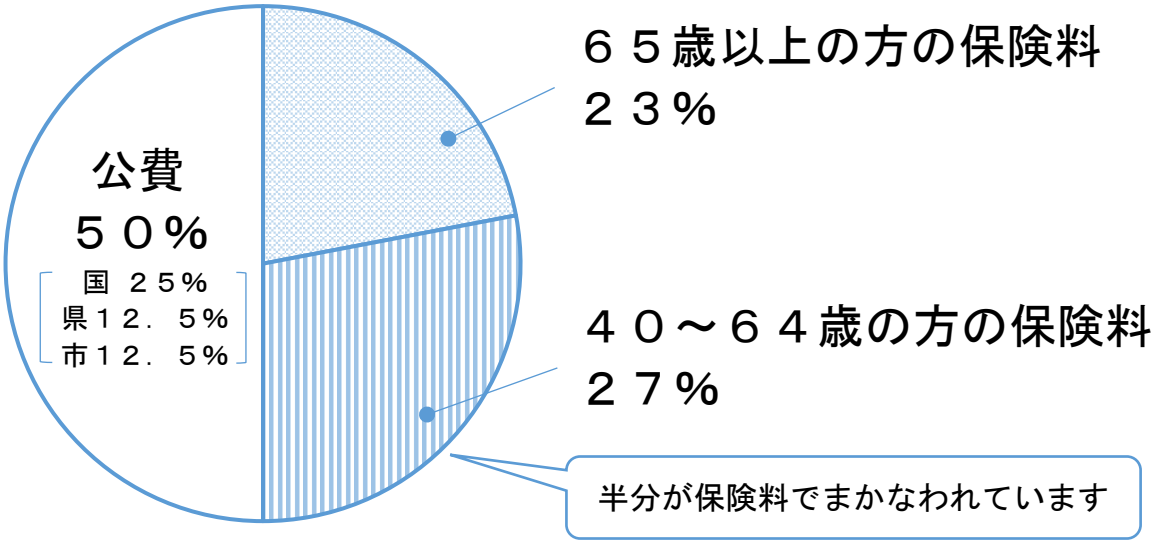

保険料を納めずにいると・・・

●１年以上滞納すると

利用者が費用の全額を自己負担し、申請により後から介護保険給付（費用の９割から７割）が支払われる形となります。（保険給付の償還払い）

●１年６か月以上滞納すると

利用者が費用の全額を自己負担し、申請後も保険給付の一部または全額が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお、滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料が差し引かれる場合もあります。

●２年以上滞納すると

滞納していた期間に応じて、利用者負担が引き上げられる（１割または２割の方は３割負担に、３割の方は４割負担となる）ほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

４０～６４歳の方（第２号被保険者）の納め方

４０～６４歳の方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。医療保険料と合わせて納めます。

・国民健康保険に加入している方

同じ世帯の方の医療保険分と、４０～６４歳の方全員の介護保険料を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

・職場の医療保険に加入している方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から差し引かれます。
※原則として事業主が半分負担します。
※４０歳以上６４歳までの方の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

６５歳以上の方（第１号被保険者）の保険料の納め方

年金が年額１８万円以上の方　⇒　年金から【差し引き】になります（特別徴収）

●保険料の年額を年金の支払い月（年６回）に分けて引き落としされます。

年金の支払い月	４月・６月・８月・１０月・１２月・２月

※本来、年金から差し引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で収める場合があります。

・年度途中で保険料が増額になった。⇒ 増額分を納付書で納めます。

年金が年額１８万円未満の方　⇒【納付書】で納めます（普通徴収）

●萩市から送られてくる納付書により、取扱金融機関で期日までに納めます。
忙しい方やなかなか外出のできない方は、納め忘れのない**口座振替**が便利です。

・介護保険料の納付書、通帳、届出印が必要です。
・萩市収納課・各総合事務所、支所・出張所または取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

特別徴収とならない方
・年度途中で６５歳になった。
・年度途中で他市町村から転入した場合または、市外へ転出した。
・年度途中で保険料が減額または増額（増額分のみ）となった。
・年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
・年金が一時差し止めになった。　など

年間保険料（令和６年度～令和８年度）

保険料の段階				年間保険料額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で 市民税非課税世帯の方 市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9,000 円以下の方		基準額 × 0.285	16,990 円
第２段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9,000 円を超え 120 万円以下の方		基準額 × 0.485	28,920 円
第３段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方		基準額 × 0.685	40,850 円
第４段階	本人は市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税の方	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9,000 円以下の方	基準額 × 0.9	53,670 円
第５段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9,000 円を超える方	基準額	59,640 円
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方		基準額 × 1.2	71,560 円
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方		基準額 × 1.3	77,530 円
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方		基準額 × 1.5	89,460 円
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方		基準額 × 1.7	101,380 円
第１０段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 620 万円未満の方		基準額 × 1.9	113,310 円
第１１段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 820 万円未満の方		基準額 × 2.2	131,200 円
第１２段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 820 万円以上 1,000 万円未満の方		基準額 × 2.45	146,110 円
第１３段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方		基準額 × 2.7	161,020 円

※上記の「合計所得金額」は、土地等の譲渡所得に係る特別控除額と、公的年金等に係る雑所得を控除（保険料段階が第 1 段階～第 5 段階のみ）した金額となります。

※年度途中で 65 歳になられた方や転入されてきた方の保険料は、月割りで計算します。（10 円未満切り捨て）

【問い合わせ先】課税課市民税係　☎0838-25-3781

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、萩市高齢者支援課、各総合事務所、支所または出張所で介護保険の申請をします。介護が必要と認定を受けた場合に、その認定結果をもとに、どのような介護サービスを利用するかケアプランを立てて、介護サービスを利用していきます。

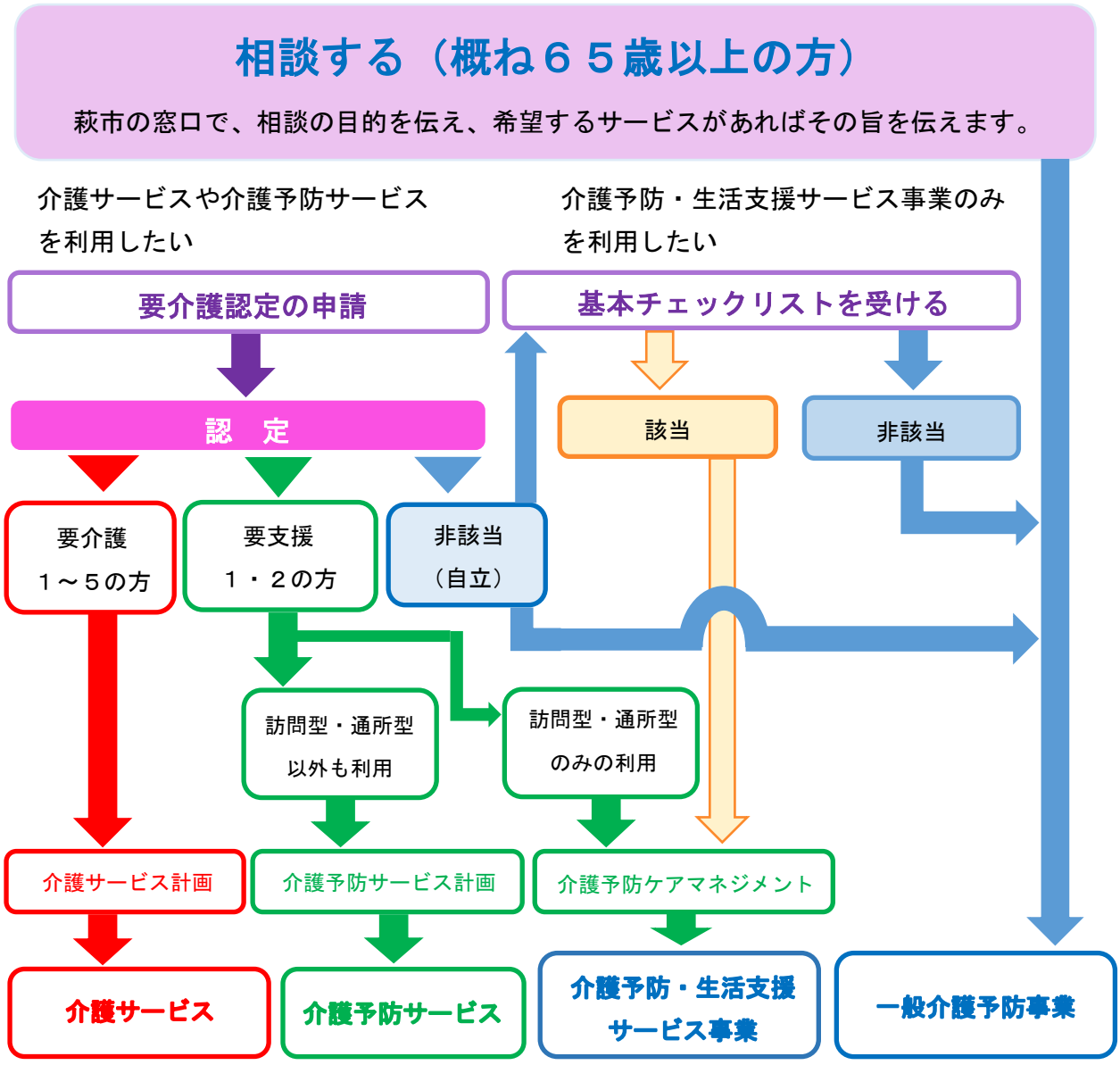

※「**要支援１・２**」と判定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。ただし、内容が重複するサービスは利用できません。

基本チェックリストとは

基本チェックリストは、２５の質問事項で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

相談します

どんなサービスを利用したいか相談をします。

市役所等の窓口や地域包括支援センターで、利用したいサービスなどについて相談します。

介護予防･生活支援サービス事業を利用したい ➡ 『基本チェックリスト』

介護サービスや介護予防サービスを利用したい ➡ 『要介護認定の申請』

『基本チェックリスト』

基本チェックリストで、生活機能が低下していないか調べます。

低下がみられた場合には、**介護予防・生活支援サービス**事業対象者として、「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「生活支援サービス」などのサービスが利用できます。

『要介護認定の申請』

介護保険サービスを利用するためには、「要介護認定」の申請が必要です。

萩市高齢者支援課介護保険係または各総合事務所、支所・出張所の窓口で手続きできます。

申請は、本人または家族、介護保険施設、成年後見人等に代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの	・介護保険の保険証 ・医療保険の加入関係が確認できるもの（４０～６４歳までの方） ※資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルの医療保険資格情報画面 ※マイナンバーカードのみでは確認できません ※令和７年１２月１日までは申請時点で有効な健康保険証でも可

●被保険者証（介護保険証）等の再交付について

介護保険被保険者証（介護保険証）等を失くされたり、破れたり、汚れてしまった場合で、再交付を希望される方は、窓口で再交付申請を行ってください。

申請者		申請に必要なもの
本　人		本人確認ができるもの※
代理人	同一世帯	代理人の本人確認ができるもの※
	別世帯	代理人の本人確認ができるもの※、委任状

※本人確認ができるもの（公的機関が発行した身分を証明できるもの）
　〇顔写真付きのもの「１枚」（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・障害者手帳等）
　〇顔写真のないもの「２枚以上」（公的保険証・年金証書・年金手帳等）
※本人確認ができない場合または委任状がない場合は窓口交付ではなく**郵送**となります。

ケアプランの作成（事業対象者、要支援１・２、要介護１～５）

介護予防支援事業所等でケアプランを作成（介護予防支援事業所一覧Ｐ３０）

「要支援１・２」と認定された方は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。ただし、内容が重複するサービスは利用できません。

「事業対象者」と認定された方は、萩市が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。　※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

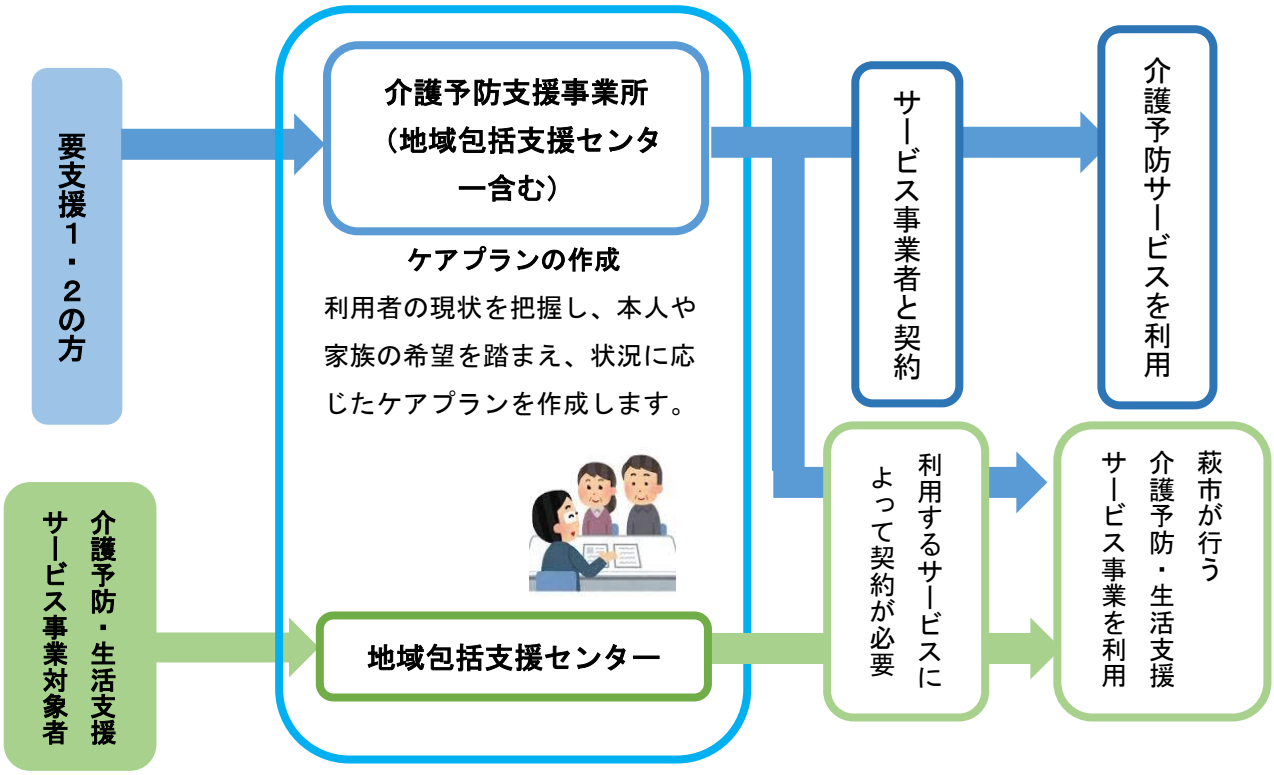

居宅介護支援事業所でケアプランを作成（居宅介護支援事業所一覧　Ｐ３０～３１）

「要介護１～５」と認定された方は、居宅介護支援事業所を選び、ケアプランの依頼をします。

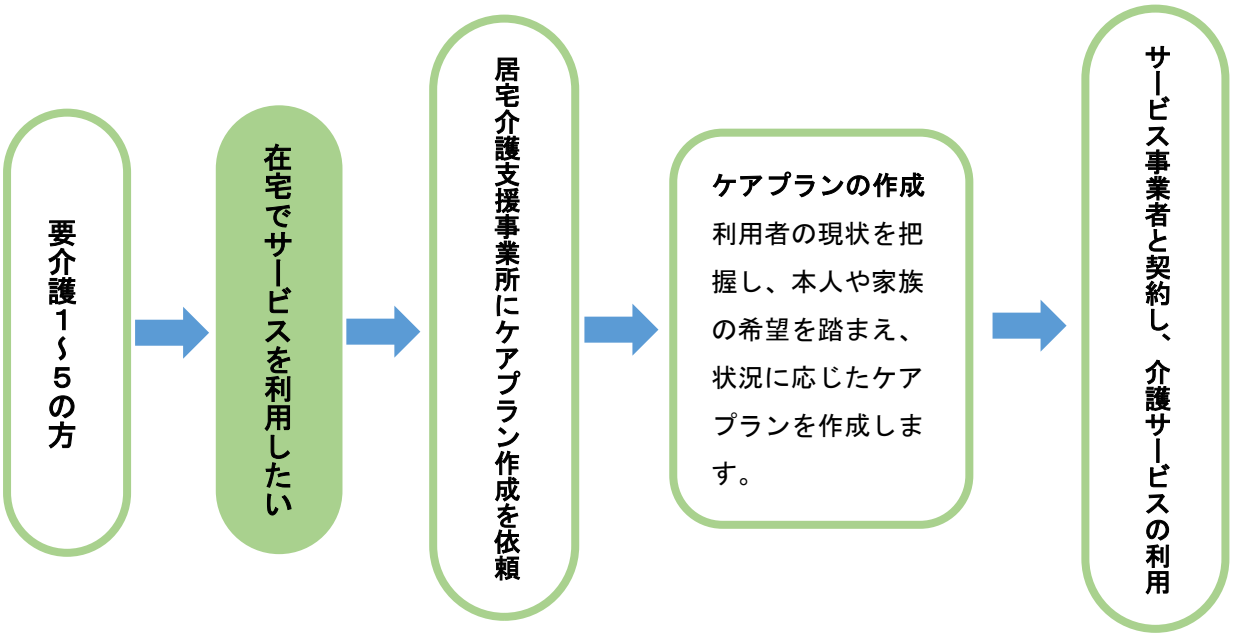

総合事業(介護予防･日常生活支援総合事業)

■介護予防・生活支援サービス事業

対象：基本チェックリストに該当した「事業対象者」の方

・訪問型サービス … P. 23、31

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除、洗濯等の日常生活上の支援が受けられます。

・通所型サービス … P. 24、33～34

通所介護施設で、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などのサービスを日帰りで受けることができます。

・生活支援サービス … P. 25「生活支援給食サービス」

栄養改善を目的とした配食サービスや、１人暮らし高齢者の見守りなど、地域で自立した日常生活を送れるように支援が受けられます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる方には、要介護認定の申請を案内します。

※４０～６４歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防･生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請してください。

■一般介護予防事業 … P. 28「介護予防教室」

６５歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取り組みを行っています。

・運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症の予防を集団指導します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所は、原則要介護３以上が対象者です。

※施設への入所申し込みは、直接お申し込みください。（施設事業所一覧は、Ｐ３７～）

施設へ入所したい → 入所を希望する施設へ直接申し込み → 施設と契約 → **ケアプランの作成** 入所した施設で、ケアマネージャーが利用者にあったケアプランを作ります。 → 介護サービスの利用開始

介護サービス利用までの流れ

申請

介護サービスを利用したい方は、萩市高齢者支援課介護保険係や各総合事務所等で介護保険の申請手続きをします。

主治医意見書

心身の状況について意見書を作成してもらいます。

＋

訪問調査

萩市の調査員等が本人や家族から聞き取り調査をします。

一次判定

公平な判定を行うため、調査結果についてコンピューター判定します。

二次判定

一次判定の結果と主治医意見書、特記事項をもとに、介護認定審査会でどのくらい介護が必要かを総合的に審査します。

要介護５	
要介護４	
要介護３	
要介護２	
要介護１	要支援２
要支援１	
非該当	

要介護１～５の方

介護サービスが利用できます。

要支援１・２の方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

非該当の方

基本チェックリストで生活機能の低下が認められた方は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

認定結果の通知

原則として、申請から３０日以内に、認定結果通知と結果が記載された保険証が届きます。

サービス計画の作成

どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。（詳しくはＰ７）

サービスの利用

ケアプランに基づいて、自宅や施設などで様々な介護（予防）サービスを利用できます。

介護申請の更新

引き続きサービスを利用したい場合には、認定有効期間満了の３０日前までに更新申請をしてください。

介護サービスにかかる費用

介護サービスを利用した場合、原則費用の１割から３割を負担し、９割から７割が介護保険から給付されます。

利用者負担割合	対象となる方
３割	**以下の ① ② を両方満たす方** ① 本人の合計所得金額が２２０万円以上 ② 同一世帯の６５歳以上の方の年金収入＋その他合計所得が、 単身の場合：３４０万円以上、２人以上の世帯：４６３万円以上
２割	**３割に該当しない方で、以下の ① ② を両方満たす方** ① 本人の合計所得金額が１６０万円以上 ② 同一世帯の６５歳以上の方の年金収入＋その他合計所得が、 単身の場合：２８０万円以上、２人以上の世帯：３４６万円以上
１割	上記以外の方、４０～６４歳の方、市民税非課税者、生活保護受給者

■在宅サービスの費用

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は１割から３割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

要介護状態区分	支給限度額（１ヶ月）
要支援１	５０，３２０円
要支援２	１０５，３１０円
要介護１	１６７，６５０円
要介護２	１９７，０５０円
要介護３	２７０，４８０円
要介護４	３０９，３８０円
要介護５	３６２，１７０円

支給限度額に含まれないサービス

- ●特定福祉用具販売
- ●住宅改修費の支給
- ●居宅療養管理指導
- ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ●特定施設入居者生活介護
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※上記も他のサービスと同様に１割から３割の負担で利用できます。
※介護予防サービスについても同様の取扱いとなります。

■施設サービス費用

介護保険施設に入所した場合は、下記の①～④の合計額が利用者の負担となります。

①サービス費用の１割から３割　＋　② 食費　＋　③ 居住費　＋　④ 日常生活費等

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・居住費も全額利用者の負担です。

食費や居住費のめやす＜日額＞

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の負担軽減を受けることができます。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合は、負担軽減の対象外となります。利用者の負担額は利用施設や居室の種類等により異なります。

			居住費（滞在費）						食費	
				従来型個室		多床室				
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	特養等	老健、医療院等	特養等	老健・医療院等 室料を徴収する場合	老健・医療院等 室料を徴収しない場合	施設入所	ショートステイ
基準費用額（めやす）		**2,066 円**	**1,728 円**	**1,231 円**	**1,728 円**	**915 円**	**697 円**	**437 円**	**1,445 円**	
負担限度額	第１段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円	0 円	300 円	
	第２段階	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円	430 円	390 円	600 円
	第３段階①	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	430 円	650 円	1,000 円
	第３段階②								1,360 円	1,300 円

＜食費・部屋代の負担軽減　対象者の流れ＞

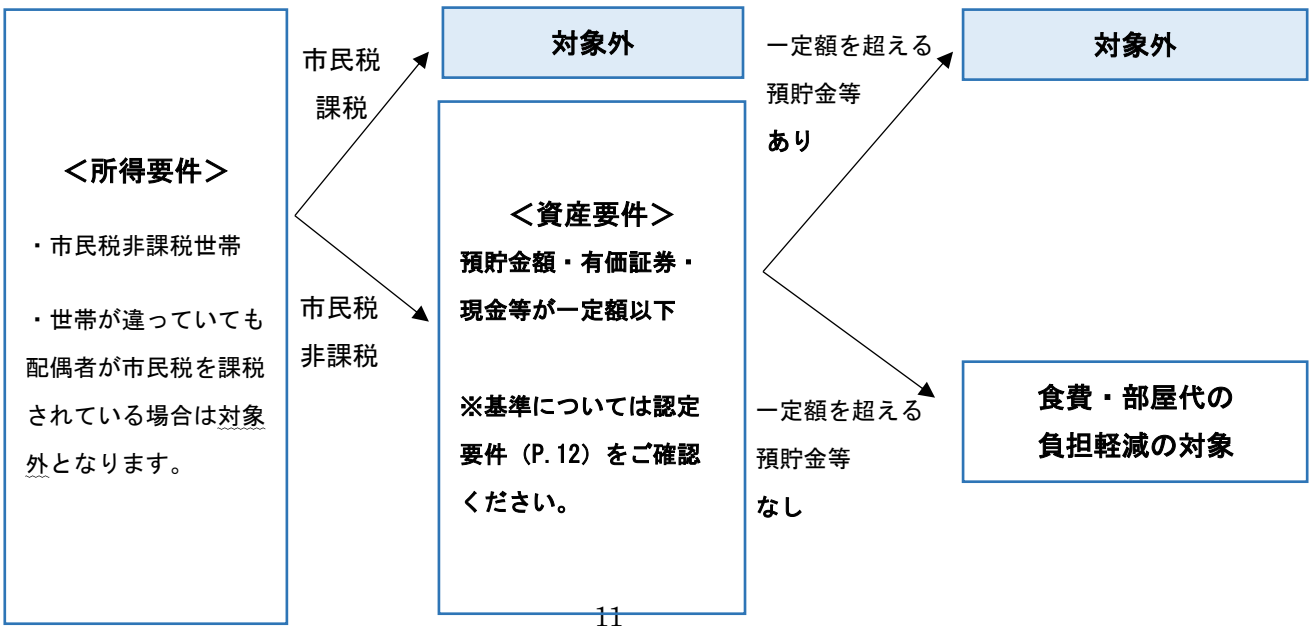

■負担限度額認定要件

利用者 負担段階	主な対象者	前年の合計所得金額と年金収入額（※２）の合計	預貯金額（定期等も含む）	
			単身	夫婦
第１段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税（※１） ・生活保護受給者	―	―	―
第２段階	世帯全員が 市民税非課税（※１）	80 万 9,000 円以下	650 万円以下	1,650 万円以下
第３段階①		80 万 9,000 円超 120 万円以下	550 万円以下	1,550 万円以下
第３段階②		120 万円超	500 万円以下	1,500 万円以下

※１　配偶者が市民税非課税であることも要件となります。また、世帯分離していても、配偶者が課税の場合は対象外となります。

※２　非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）も含まれます。

※第２号被保険者（40 歳～64 歳）の方について、預貯金額の基準は従来通り、単身は 1,000 万円以下、夫婦は 2,000 万円以下になります。

申請に必要なもの	・介護保険の保険証 ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証等） ・通帳等の写し（申請日の直近2ヶ月以内の写し） ※配偶者のいる方は、配偶者の通帳等の写しも必要です。 ※預金残高の大きな変動（多額の引き出し）があったことで基準を下回ることになった場合は、使途を質問することがあります。また、必要な場合は領収書の原本の提示又は提出を求めることがあります。

訪問入浴介護利用者助成補助金について

訪問入浴介護サービスを利用された方で、下記の条件に該当される方に補助金を交付します。

対象要件	補助金額
・世帯全員が市民税非課税で、要介護認定で要介護１～５に認定された方	１回につき５００円 ※１ヶ月２，０００円を限度とします。

利用者負担が高額になったとき（高額介護（介護予防）サービス費）

世帯内で同じ月に利用したサービスの利用者負担額が、一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として払い戻されます。

段階区分		利用者負担上限額
・生活保護受給者の方		１５，０００円（個人）
・世帯全員が市民税を課税されていない方		２４，６００円（世帯）
	以下のいずれか１つを満たす方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間８０万９，０００円以下の方	１５，０００円（個人）
・世帯のどなたかが市民税を課税されている方		４４，４００円（世帯）
課税世帯	年収が約７７０万円未満の６５歳以上の方がいる世帯の方	４４，４００円（世帯）
	年収が約７７０万円～約１，１６０万円未満の６５歳以上の方がいる世帯の方	９３，０００円（世帯）
	年収が約１，１６０万円以上の６５歳以上の方がいる世帯の方	１４０，１００円（世帯）

〔貸付（立替）制度があります（P28）

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（８月～翌年７月）の利用者負担額を合算して限度額を超えたときは、申請により「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

■高額医療合算介護（介護予防）サービス費の自己負担限度額

７０歳未満を含む世帯（国保加入者の場合）

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	基準額
９０１万円超	２１２万円
６００万円超～９０１万円以下	１４１万円
２１０万円超～６００万円以下	６７万円
２１０万円以下	６０万円
市民税非課税	３４万円

７０歳以上の世帯

所得区分（課税所得）	基準額
６９０万円以上 ３８０万円以上 １４５万円以上	２１２万円 １４１万円 ６７万円
１４５万円未満	５６万円
市民税非課税	３１万円
市民税非課税（所得が一定以下）	１９万円

社会福祉法人等による利用者負担が軽減されます

低所得者世帯で、生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合に利用者負担が軽減されます。

対象要件	対象サービス	軽減内容
世帯全員が市民税非課税で、**下記の要件を全て満たし**、特に生計の困難な方で萩市が認めた方 ・年間収入（非課税年金・仕送り等含む）が単身世帯で１５０万円（世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額）以下。 ・預貯金等の額が単身世帯で３５０万円（世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額）以下。 ・世帯全員が原則居住用以外の土地・家屋・その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ・介護保険料を滞納していないこと。	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・介護老人福祉施設 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型通所介護 ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 ・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 ※介護予防サービスも含まれます。	利用者負担額 居住費等・食費の２５％を軽減 （老齢福祉年金受給者は５０％）

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担が軽減されます

サービス利用料が15%加算される地域に所在する社会福祉法人等が提供する訪問介護を利用する場合、利用者負担が軽減されます。

対象要件	対象事業所	軽減内容
市民税本人非課税で、他の社会福祉法人による軽減を受けていない方	・萩社協訪問介護事業所	利用者負担額 を９％に軽減

利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの１割から３割。

■在宅サービス

居宅介護支援・介護予防支援･････････････････････････････Ｐ３０～３１

要介護１～５の人

ケアマネージャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援１・２の人

地域包括支援センター等で介護予防サービス等のケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成及び相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します。）

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）････････････････････････････････････Ｐ３１

要介護１～５の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

身体介護中心（２０分以上３０分未満の場合） ⇒ 2,440 円
生活援助中心（２０分以上４５分未満の場合） ⇒ 1,790 円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

要支援１・２の人

要支援１・２の人が利用していた介護予防訪問介護は、『介護予防・日常生活支援事業の訪問型サービス』に移行しました。詳しくはＰ８。

◆サービス費用のめやす（月単位の定額）

週１回程度必要とされた方 ⇒ 11,760 円
週２回程度必要とされた方 ⇒ 23,490 円

訪問入浴介護・・Ｐ３２

要介護１～５の人

自宅の浴槽では入浴が困難な場合、移動入浴車で訪問してもらい、自宅に浴槽を持ち込んで入浴介護が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

12, 660 円

要支援１・２の人

自宅の浴槽では入浴が困難な場合、移動入浴車で訪問してもらい、自宅に浴槽を持ち込んで介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

8, 560 円

訪問リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３２

要介護１～５の人

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを利用します。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

3, 080 円

要支援１・２の人

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを利用します。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

2, 980 円

訪問看護・・Ｐ３２

要介護１～５の人

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

訪問看護ステーションからの場合（３０分未満の場合） ⇒ 4, 710 円
病院または診療所からの場合（３０分未満の場合） ⇒ 3, 990 円

要支援１・２の人

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

訪問看護ステーションからの場合（３０分未満の場合） ⇒ 4, 510 円
病院または診療所からの場合（３０分未満の場合） ⇒ 3, 820 円

居宅療養管理指導・・・

要介護１～５の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

医師が行う場合（１か月に２回まで）⇒ 5,150 円

要支援１・２の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

医師が行う場合（１か月に２回まで）⇒ 5,150 円

施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３～３４

要介護１～５の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

通常規模の事業所・８時間以上９時間未満の場合

※送迎を含む

要介護１～５ ⇒ 6,690 円～11,680 円

要支援１・２の人

要支援１・２の人が利用していた介護予防通所介護は、『介護予防・日常生活支援事業の通所型サービス』に移行しました。詳しくはＰ８。

◆サービス費用のめやす（月単位の定額）

要支援１ ⇒	１か月 17,980 円
要支援２ ⇒	１か月 36,210 円

通所リハビリテーション（デイケア）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６

要介護１～５の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

◆サービス費用のめやす（１回につき）

通常規模の事業所・７時間以上８時間未満の場合

※送迎を含む

要介護１～５ ⇒ 7,620 円～13,790 円

要支援１・２の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。

◆サービス費用のめやす（月単位の定額）

【共通的サービス】※送迎、入浴を含む

要支援１ ⇒	１か月 22,680 円
要支援２ ⇒	１か月 42,280 円

施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６

要介護１～５の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

併設型・多床室の場合

要介護１～５　⇒　6,030 円～8,840 円

要支援１・２の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

併設型・多床室の場合

要支援１　⇒　4,510 円
要支援２　⇒　5,610 円

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３７

要介護１～５の人

介護老人保健施設などに短期入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

多床室の場合（老人保健施設）

要介護１～５　⇒　8,300 円～10,520 円

要支援１・２の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

多床室の場合（老人保健施設）

要支援１　⇒　6,130 円
要支援２　⇒　7,740 円

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所して利用するサービス

特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４０

要介護１～５の人

有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

要介護１～５　⇒　5,420 円～8,130 円

要支援１・２の人

有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日につき）

要支援１　⇒　1,830 円
要支援２　⇒　3,130 円

■施設サービス　※要支援１・２の人は利用できません。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３７

要介護１～５の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日）

多床室の場合

要介護１～５　⇒　5,890 円～8,710 円

※新規入所できるのは、

原則として要介護３～５の人です。

介護老人保健施設・・Ｐ３８

要介護１～５の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日）

多床室の場合

要介護１～５　⇒　7,930 円～10,120 円

介護医療院・・Ｐ３８

要介護１～５の人

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

◆サービス費用のめやす（１日）

多床室の場合

要介護１～５　⇒　8,330 円～13,750 円

■地域密着型サービス ※原則として萩市に住民票がある方のみサービスが利用できます。

住み慣れた地域で利用するサービス

小規模多機能型居宅介護・・Ｐ３８

要介護１～５の人　　要支援１・２の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３９

要介護１～５の人　　要支援２の人

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３８

要介護１～５の人　　※**要支援１・２**の人は利用できません。

定員が２９人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練どのサービスを受けられます。※新規入所できるのは、**原則として要介護３～５**の人です。

地域密着型通所介護・・・Ｐ３５

要介護１～５の人　　※**要支援１・２**の人は利用できません。

定員が１８人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６

要介護１～５の人　　※**要支援１・２**の人は利用できません。

日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を受けられます。

◆サービス費用のめやす（月単位の定額）　54,460 円～246,920 円

福 祉 用 具 を 利 用 す る サ ー ビ ス

福祉用具貸与・・・Ｐ３９

要介護１～５の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与が受けられます。

要支援１・２の人

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて福祉用具貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

・手すり ★
・スロープ ★
　} 工事をともなわないもの

・歩行器 ★
・歩行補助つえ ★
・車いす
・車いす付属品
・特殊寝台
・特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具
・体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト（つり具を除く）
・自動排泄処理装置
（原則として要介護４・５の人のみ）

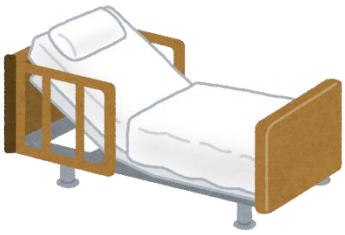

◇要支援１・２および要介護１の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。
◇自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援１・２、要介護１～３の人も対象になります。
◇サービス費用のめやす・・・・・福祉用具の種類や事業者によって異なります。

特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３９

要介護１～５の人

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、年間（４月～翌年３月）購入費１０万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

要支援１・２の人

介護予防に役立つ入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、年間（４月～翌年３月）購入費１０万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売の対象

・腰掛便座（腰掛便座の底上げに使う部材も含む）
・入浴補助用具（入浴用介助ベルトを含む）
・特殊尿器（自動排泄処理装置の交換可能部品）
・簡易浴槽　・排泄予測支援機器　・歩行器★
・移動用リフトのつり具　・スロープ★　・歩行補助つえ★

◇都道府県等の指定を受けた事業所から購入した場合のみ、福祉用具の購入費が支給されます。
◇事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。
◇★印の用具の一部については、貸与と販売を選択することができます。
詳しくは、福祉用具専門相談員または担当のケアマネージャーにご相談ください。

※貸付（立替）制度があります（Ｐ２８）

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給

要介護１～５の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、工事費２０万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

要支援１・２の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、工事費２０万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

介護保険でできる住宅改修の例

・廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
・「段差解消」のためのスロープ設置など
・滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
・引き戸などへの「扉の取り替え」
・洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の工事にともなって必要となる工事も支給の対象になります。

※貸付（立替）制度があります（Ｐ２８）

◇住宅改修利用の手順

1 ケアマネージャーなどに相談

本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネージャーなどに相談します。

2 保険者へ事前申請／保険者の確認

提出書類
- ○住宅改修費支給申請書
- ○工事費見積書
- ○住宅改修が必要な理由書
- ○改修部分の写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの）　など

※事前申請をせずに工事を着工された場合は、原則として支給の対象になりません。

3 工事の実施

4 住宅改修費の支給申請（工事後）

提出書類
- ○住宅改修に要した費用の領収書（原本）
- ○工事費内訳書
- ○完成後の状態を確認できる書類（日付入りの写真を添付）　など

5 住宅改修費の支給

住民主体による生活支援サービス

介護保険制度の改正により、各地域で住民のボランティア団体による、高齢者を対象とした生活支援サービスの提供が始まりました。

訪問型サービス

高齢者のご自宅に訪問し、日常生活上のちょっとした困りごとに対して手助けします。庭の草取り、部屋の掃除、買物代行など、住民ボランティアで対応可能な活動になります。

地域	団体名	サービス名
川上	川上地区社会福祉協議会	川上おてごの会
江崎	NPO 法人田万川地域サポート 21	たまらぼ
小川	小川ささえ隊	ちょこっとサービス
むつみ	むつみ元気支援隊	むつみ愛サービス
須佐	NPO 法人須佐元気なまちづくりネット	もやいサービス
弥富	弥富地区社会福祉協議会	ちょっとサービス
明木	明木地区社会福祉協議会	手助けグループ
佐々並	佐々並地区社会福祉協議会	おたすけクラブ
木間	木間地区社会福祉協議会	木間たすけあいサービス
三見	三見地区社会福祉協議会	おてごの会
大井	大井地区社会福祉協議会	ちょこっと手助け
大島	大島地区社会福祉協議会	有償サービス
見島	見島地区社会福祉協議会	わくわくサービス

通所型サービス

各地域全体の高齢者を対象とした中央型のサロン。公民館等に集まって、体操やゲーム、昼食会など、それぞれの地域で特色ある活動をされています。送迎がある地域もあります。

地域	団体名	サービス名
川上	川上地区社会福祉協議会	あぶ川サロン
江崎	江崎地区社会福祉協議会	おとなの部活
小川	小川ささえ隊	みのりの広場、出張理美容
むつみ	むつみ元気支援隊	月曜サロン、男性サロン、世代間交流イベント、ひだまりランチ＆カフェ
須佐	須佐地区社会福祉協議会	須佐ふれあい広場「和（なごみ）」
弥富	弥富地区社会福祉協議会	ちょっとひと休み、外出サロン
明木	明木地区社会福祉協議会	たいやきサロン、ミニサロン
佐々並	佐々並地区社会福祉協議会	ほっとサロン、ささなみ・お気楽サロン、ゲームサロン、健康マージャン等
福川	福川地区社会福祉協議会	ふくふくサロン
紫福	紫福地区社会福祉協議会	ほほえみサロン
椿	つばき元気の会	つばき元気アップ体操のつどい
三見	三見地区社会福祉協議会	花いちもんめ、ひだまりテラス、ミニおでかけサロン
大井	大井地区社会福祉協議会	おーい 元気かい！、よりあいカフェ阿牟の里
大島	大島地区社会福祉協議会	サロンかもめ、健康教室、ゆうあいカフェ
見島	見島地区社会福祉協議会	わくわく見島 、わくわくハウス
木間	木間地区社会福祉協議会	グラウンドゴルフ、農家の休日、フレンドリィバス、フレンドリィルーム
相島	相島地区社会福祉協議会	しまカフェ

※それぞれの地域により、活動内容や利用料金等は異なります。

サービスを利用したい場合は、高齢者支援課または各地域の社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

※上記以外の地域においても、サービス開始に向けた話し合いが行われています。

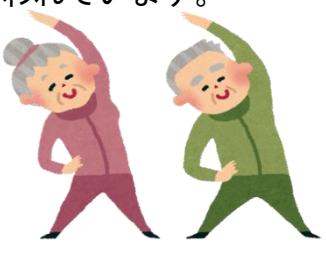

高齢者福祉サービス（介護保険外）

介護保険によるサービス以外にも、萩市では高齢者の方のニーズに合わせた市独自の様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

高齢者福祉サービスの利用を希望される場合は、担当地区の在宅介護支援センター（P41・42）、萩市高齢者支援課高齢福祉係（℡0838-25-3137）、または各総合事務所市民窓口部門にご相談ください。

生活支援ホームヘルプサービス

対象者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上の方で、日常生活に支障があるひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯であり、かつ要介護認定結果が、自立の方（別途審査基準があります）

内容　調理・洗濯・掃除・ゴミ出し（粗大ゴミ除く）・日常品等の買い物代行
※対象とするサービスでも自分でできることは自分ですることが原則となります

回数　月４時間まで

利用料　１時間　１７６円

生活支援ショートステイサービス

対象者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上で、一時的に在宅での生活が困難となり特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期入所する必要がある要介護認定結果が自立もしくは要支援・事業対象者の方（要支援及び事業対象者の方は別途調整が必要）

内容　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等での短期入所

利用日数　月５日まで

利用料　１日あたり、４０６円（養護老人ホーム・生活支援ハウス）
４８３円（特別養護老人ホーム）
※食事、滞在費（部屋代）等の実費については別途負担

生活支援給食サービス

対象者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がいや疾病等の理由で食事の調理や食材の確保が困難な方（別途審査基準があります）

内容　昼食・夕食の配食

利用料　１食あたり３６０円から（おかずのみ）
※配送料等を含んだ金額です
※ご飯に係る料金は、全額自己負担となります

緊急通報システム

対 象 者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上で、ひとり暮らしまたはこれに準じた世帯の方

内　　容　緊急事態が起こった時に、装置やペンダントの緊急ボタンを押すと（受話器をとらずに話しが出来ます）コールセンターへ自動的に繋がり、状況に応じて消防署・協力員に通報するシステムです。

なお、協力員については、すぐに駆けつけることが出来るように、近隣の方２名の登録が必要です。

また、装置の相談ボタンを押下することで、日常生活での困りごとを相談いただくことも可能です。

利 用 料　無償貸与（利用終了時には必ず返却ください）

緊急通報システムの流れ

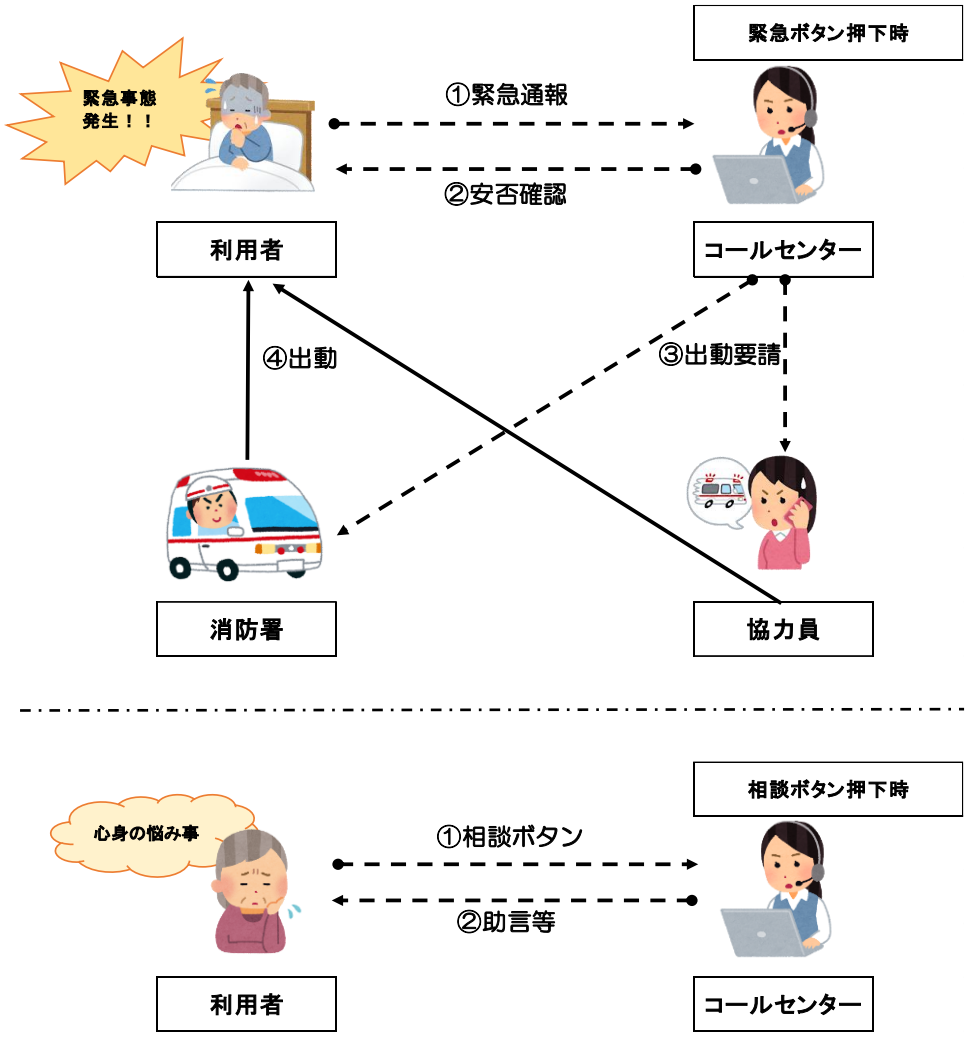

緊急通報装置

※既に設置されている方の中では機種が異なる場合があります

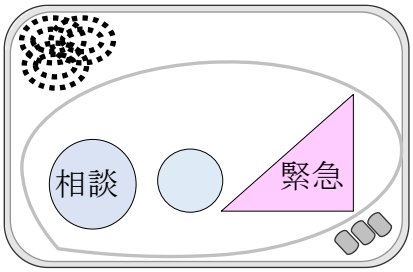

※携帯電話型の装置を設置することも可能です

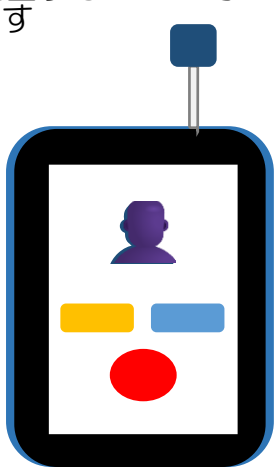

ペンダント

※家屋内で装置本体から半径 50m程度の距離で利用可能です

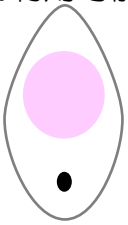

訪問理美容サービス

対 象 者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上で、寝たきり等により、自宅から理容院や美容院に行くことが困難な方

内　　容　心身の障がいなどにより自宅から理容院や美容院に出向くことが困難な方が、自宅で手軽に理美容のサービスを受ける事が出来ます。年６回（１０月以降の年度後半申請分については３回）までの利用券を発行し、訪問にかかる経費を助成します。
※理美容代は実費です

リフト付タクシー専用利用券

対 象 者　萩市内にお住まいの原則要介護３以上の方で、常時車イスを利用しているなど、一般のタクシーでの移送が困難な方

内　　容　年間２０，０００円分のリフト付タクシー専用利用券を交付します。
※年度後半（１０月以降）申請分については半額の１０，０００円分となります

そ の 他　・障がい者福祉タクシー券との二重交付は受けられません
・利用目的は、保健・医療機関への通院等に限ります
・一般のタクシーには利用できません
・令和７年４～９月の間の申請については２，０００円増額、１０～１２月の間の申請については１，０００円増額して支給します

家族介護用品支給

対 象 者　萩市内にお住まいの高齢者等で、介護保険の要介護１～５の認定を受けている高齢者等を在宅で介護している家族
介護を受ける方、介護をしている家族が共に市民税非課税の世帯であること

内　　容　登録協力店にて介護用品と引き換えできる利用券を交付します。

助 成 額　要介護１～３　３５，０００円（年度上限額）
要介護４・５　７５，０００円（年度上限額）
※４月（上半期）と１０月（下半期）に年度上限額の半額ずつを交付します。
※年度後半（１０月以降）の申請分については、上記上限額の半額となります。

対象品目　紙おむつ（フラットパンツ・はくパンツ・テープ止めパンツ・尿取りパットを含む）、使い捨て手袋、清拭剤（ただし、お尻拭き又は体拭きを用途とするものに限る）、防水シーツ

そ の 他　・申請には、介護保険被保険者証が必要。
・在宅介護の期間中のみ利用できます。（入院中、施設入所中は利用できません。）
・令和７年度については下表のとおり増額して支給します。

申請月	令和７年４～９月	令和７年１０～１２月
要介護１～３	４，０００円／年	２，０００円／年
要介護４・５	９，０００円／年	４，５００円／年

介護予防教室

対 象 者　萩市内にお住まいの６５歳以上の方（要支援、要介護認定者、事業対象者は除く）
内　　容　集団指導による運動器の機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能の向上事業、閉じこもりの予防・支援事業、認知症の予防・支援事業、うつ予防・支援事業
回　　数　月２～４回
利 用 料　１回５００円～１，０００円程度（別途実費がかかる場合あり）

家族介護教室

対 象 者　萩市内にお住まいの高齢者等（４０歳以上６５歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む）を介護している家族及び近隣の援助者等
内　　容　介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての、知識、技術を習得
利 用 料　無料　※教材費等の実費は別途負担
開 催 日　家族会、市報、在宅介護支援センター等を通じて随時案内

介護福祉資金の貸付

対 象 者　萩市内にお住まいの介護保険被保険者で、低所得者もしくは市民税非課税者
内　　容　上記対象者が介護サービスを利用した場合に、それに対する給付費が支給されるまでの間、貸付（立替）を無利子で受けることができます。対象となる介護サービス、貸付金額については下記のとおりです。

貸付対象となるサービス	貸付金額（支給される給付費と同額）
福祉用具購入費（Ｐ２１）	購入費１０万円（年間）を上限に、利用者負担分を除いた額
住宅改修費（Ｐ２２）	工事費２０万円を上限に、利用者負担分を除いた額
高額介護サービス費（Ｐ１３）	世帯内で同月に利用したサービスの利用者負担額から、一定の上限額を超えた額

お問合せ　萩市社会福祉協議会（０８３８－２２－２２８９）

養護老人ホームへの入所

対 象 者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由（低所得等）により、居宅での生活が困難な方（医師等の専門者で構成される入所判定委員会の審査があります）
負 担 金　本人の収入による（扶養義務者にも負担金がかかる場合あり）

◆養護老人ホーム一覧（萩市内）

施設名	所在地
養護老人ホームつばき	萩市大字椿 2398 番地 1

生活支援ハウスの入所

対 象 者　萩市内にお住まいの概ね６５歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活に懸念がある方

負 担 金　本人の収入による

◆生活支援ハウス一覧

施設名	所在地
萩市無田ヶ原口高齢者生活支援ハウスおとずれ	萩市大字椿東 3143 番地 1 （無田ヶ原口の 2）
萩市高齢者生活支援ハウスみしま	萩市見島 35 番地 1
萩市むつみ高齢者生活支援ハウス	萩市大字吉部上 3301 番地 1
高齢者生活支援ハウス寿	萩市大字須佐 1378 番地 13
萩市須佐高齢者生活支援ハウスやまびこ	萩市大字弥富下 3998 番地

シルバーハウジングの入居

対 象 者　市内に持ち家を持たない、６０歳以上のひとり暮らしの高齢者等
※入居については公営住宅による所得制限等あり

提供サービス　日々の安否確認や日常生活の相談、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣
緊急通報装置（固定電話が必要）、生活異変感知センサーの設置

負 担 金　公営住宅による家賃、生活援助員派遣にかかる負担金あり（本人収入による）

◆シルバーハウジング一覧

施設名	所在地
市営住宅玉江団地シルバーハウジング	萩市大字山田 4270 番地 6 （玉江 2 区の 1）
市営住宅無田ヶ原口団地シルバーハウジング	萩市大字椿東 3143 番地 1 （無田ヶ原口の 2）
県営住宅中津江団地シルバーハウジング	萩市大字椿東 315 番地 （中津江の 2）

介護サービス事業所一覧

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（在宅サービスを希望され要支援１～２の認定をお持ちの方・事業対象者の方）　⊗：介護予防支援のみ実施

事業所名		住所	電話番号
萩市地域包括支援センター（萩市総合福祉センター内）	萩・川上・むつみ・旭・福栄地域の方	江向 510	0838-25-3521
萩市地域包括支援センター（萩市須佐総合事務所内）	田万川・須佐地域の方	須佐 4570-5	08387-6-2017
居宅介護支援事業所　あゆみ⊗		平安古町 107-13	0838-21-5757
有限会社　ひまわり⊗		山田 4731-1（玉江南１区の３）	0838-22-2612
萩市指定居宅介護支援事業所　かがやき⊗		椿 2398-1（濁渕）	0838-24-4717

居宅介護支援（在宅サービスを希望され要介護１～５の認定をお持ちの方）

事業所名	住所	電話番号
ケアサポート　四季	土原 35-3	0838-21-7272
指定居宅介護支援事業所　さんみ苑	土原 521-1	0838-21-4122
居宅介護支援事業所　あゆみ	平安古町 107-13	0838-21-5757
有限会社　ひまわり	山田 4731-1（玉江浦１区の３）	0838-22-2612
都志見居宅介護支援事業所	江向 413-1	0838-22-2811
田町診療所居宅介護支援事業所	下五間町 50	0838-26-3456
萩市指定居宅介護支援事業所　かがやき	椿 2398-1（濁渕）	0838-24-4717
ＪＡ介護支援センター萩	椿 3032（椿町の３）	0838-26-0111
萩　ほの花　居宅介護支援事業所	東田町 61	0838-21-5370
オアシスはぎ園居宅介護支援事業所	大井 1689-13	0838-28-5155

居宅介護支援（在宅サービスを希望され要介護１～５の認定をお持ちの方）

事業所名	住所	電話番号
ケアパートナー　いろは	弥富下 4083-1	08387-8-5555
あさひ居宅介護支援事業所	佐々並 2494-1	0838-56-0003
萩社協居宅介護支援事業所	福井下 3999-6	0838-52-0339
すさ苑居宅介護支援事業所	須佐 1378-1	08387-6-3146

訪問介護（ホームヘルプ）　　㊐：総合事業実施事業所

事業所名	住所	電話番号
ＪＡ訪問介護ふれあい萩 ㊐	椿 3032 （椿町の 3）	0838-22-4165
萩市ヘルパーステーションかがやき ㊐	椿 2398-1 （濁渕）	0838-24-4123
ライフケアステーションはぎ	椿東 2942-13 （無田ヶ原の 2）	0838-21-7635
椿の郷ヘルパーステーション ㊐	椿東 6030-13 （後小畑の 1）	0838-21-7216
フォーユーヘルパーステーション ㊐	土原 217-1	0838-58-8001
ヘルパーステーションみらい ㊐	土原 521-1	0838-21-5111
ヘルパーステーションのどか ㊐	下田万 2417-1	08387-3-0006
萩社協訪問介護事業所 ㊐	福井下 3999-6	0838-52-0338

訪問入浴介護

事業所名	住所	電話番号
萩社協訪問入浴介護事業所 （萩市総合福祉センター内）	江向 510	090-7509-4235

訪問リハビリテーション

事業所名	住所	電話番号
医療法人医誠会　都志見病院	江向 413-1	0838-22-2811
医療法人　河野医院	大井 1723-1	0838-28-0321
医療法人社団慈生会　介護老人保健施設　徳寿園	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-22-0118
萩市国民健康保険弥富診療センター	弥富下 3995	08387-8-2311

訪問看護

事業所名	住所	電話番号
訪問看護ステーション陽向	土原 300-6	0838-22-5710
医療法人　河野医院	大井 1723-1	0838-28-0321
医療法人　健幸会　かねた訪問看護ステーション	吉田町 1	0838-21-4700
玉木病院訪問看護ステーション	瓦町 49	0838-25-0050
訪問看護ステーション心萩	椿東 2531-1 （船津の 2）	0838-25-8001

通所介護（デイサービス）　　㊎：総合事業実施事業所

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団裕嵩会　波多野医院タンポポ ㊎	堀内 247-5	0838-24-2800
田町診療所デイサービスセンター　暖家 ㊎	下五間町 49	0838-26-3925
萩市中津江デイサービスセンターなごみ ㊎	椿東 315-6 （中津江の 2）	0838-24-1753
ＪＡデイサービス萩 ㊎	椿 3032 （椿町の 3）	0838-24-0155
デイサービスセンター　椿の郷 ㊎	椿東 6030-13 （後小畑の 1）	0838-21-7215
萩市デイサービスセンターかがやき ㊎	椿 3460-2 （青海）	0838-24-4111
萩市デイサービスセンターさんみ苑 ㊎	三見 3852-1	0838-27-5000
デイサービスセンター オアシスはぎ園 ㊎	大井 1689-13	0838-28-5166

※次ページへ続く

通所介護（デイサービス）　　㊎：総合事業実施事業所

事業所名	住所	電話番号
阿北苑デイサービスセンター ㊎	上小川東分 1406	08387-4-0261
デイサービスセンター　のどか ㊎	下田万 2417-1	08387-3-0006
ラウレアたまがわ	下田万 2412-1	08387-2-1030
むつみ園デイサービスセンター ㊎	吉部上 3301-1	08388-6-0301
すさ苑デイサービスセンター ㊎	須佐 1378-1	08387-6-3146
萩市須佐デイサービスセンターやまびこ ㊎	弥富下 3998	08387-8-2000
田万川うたたね出張所 ㊎	上田万 2678	08387-2-1331
紫福園デイサービスセンター ㊎	紫福 6606-1	0838-53-0231
株式会社 art of life かしまリハビリステーション ㊎	唐樋町 20-3	0838-21-7715
グッドタイムクラブ・グランド萩 ㊎	古萩町 25	0838-22-9000

地域密着型通所介護（デイサービス）　　㊐：総合事業実施事業所

事業所名	住所	電話番号
デイサービスセンターかわかみ苑 ㊐	川上 4921-1	0838-54-2000
ちはるえんデイサービスセンター ㊐	明木 4781-1	0838-55-0333
萩市デイサービスセンターみしま ㊐	見島 35-1	0838-23-2828
ライフケアデイサービス　はぎ	椿東 2942-13 （無田ヶ原の 2）	0838-21-7638
デイサービス旭の郷 ㊐	佐々並 2494-1	0838-56-0880
リハビリ型デイサービスステップ ㊐	椿東 2637-1 （船津の 2）	0838-26-3440
大島デイサービス ㊐	大島 5-9	0838-22-4165
相島デイサービス（相島文化センター） ㊐	相島 13-1	0838-25-4965
デイサービス健・康の郷 ㊐	椿東 11189-18 （越ヶ浜４区の 2）	0838-26-2222

通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団慈生会　介護老人保健施設　徳寿園	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-22-0118
田町診療所	東田町 22－8	0838-24-1234
医療法人 河野医院	大井 1723-1	0838-28-0321
かわかみ整形リハビリテーションクリニック	椿東 2863-7 （無田ヶ原の 3）	0838-21-7538

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型）

事業所名	住所	電話番号
定期巡回グッドタイムサポート萩	古萩町 25	0838-22-9005

短期入所生活介護（ショートステイ）

事業所名	住所	電話番号
萩市特別養護老人ホーム　かがやき	椿 3460-2 （青海）	0838-24-4111
特別養護老人ホーム　オアシスはぎ園	大井 1723-6	0838-28-0088
特別養護老人ホーム　かわかみ苑	川上 4921-1	0838-54-2000
特別養護老人ホーム　阿北苑	上小川東分 1406	08387-4-0231
特別養護老人ホーム　むつみ園	吉部上 3301-1	08388-6-0301
特別養護老人ホーム　すさ苑	須佐 1378-1	08387-6-3146
特別養護老人ホーム　ちはるえん	明木 4781-1	0838-55-0333
特別養護老人ホーム　紫福園	紫福 6606-1	0838-53-0231

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団康香会　老人保健施設　ひまわりの苑	今古萩町 30-1	0838-25-9170
医療法人社団慈生会　介護老人保健施設　徳寿園	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-22-0118
医療法人社団慈生会　萩慈生病院	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-25-6622
医療法人　全眞会病院	山田 4807-3 （玉江浦 1 区の 1）	0838-22-4106

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：要介護３以上が対象者）

事業所名	住所	電話番号
萩市特別養護老人ホーム　かがやき	椿 3460-2 （青海）	0838-24-4111
特別養護老人ホーム　オアシスはぎ園	大井 1723-6	0838-28-0088
特別養護老人ホーム　かわかみ苑	川上 4921-1	0838-54-2000
特別養護老人ホーム　阿北苑	上小川東分 1406	08387-4-0231
特別養護老人ホーム　むつみ園	吉部上 3301-1	08388-6-0301
特別養護老人ホーム　すさ苑	須佐 1378-1	08387-6-3146
特別養護老人ホーム　ちはるえん	明木 4781-1	0838-55-0333
特別養護老人ホーム　紫福園	紫福 6606-1	0838-53-0231

地域密着型介護老人福祉施設　（特別養護老人ホーム：要介護３以上が対象者）

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム　かわかみ苑	川上 4921-1	0838-54-2000

介護老人保健施設（要介護１以上が対象者）

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団康香会　老人保健施設　ひまわりの苑	今古萩町 30-1	0838-25-9170
医療法人社団慈生会　介護老人保健施設　徳寿園	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-22-0118

介護医療院（要介護１以上が対象者）

事業所名	住所	電話番号
医療法人社団慈生会　萩慈生病院	山田 4147-1 （玉江 2 区の 1）	0838-25-6622
医療法人　全眞会病院	山田 4807-3 （玉江浦 1 区の 1）	0838-22-4106

小規模多機能型居宅介護

事業所名	住所	電話番号
小規模多機能メディカルホーム絆	大井 1723-1	0838-28-5300
小規模多機能型居宅介護施設ケアセンター華房福栄	福井下 3507-1	0838-52-5777

認知症対応型共同生活介護（要支援２以上が対象者）

事業所名	住所	電話番号
中津江グループホームなごみ	椿東 315-6 （中津江の 2）	0838-24-1753
グループホーム オアシスはぎ園	大井 1689-13	0838-28-5177
グループホーム　ぬくもり	江崎 55	08387-3-2565
グループホームほたるの里	須佐 1378-1	08387-6-3168
グループホーム華房福栄	福井下 3507-1	0838-52-5522
グループホーム華房福栄　２号館	福井下 3507-11	0838-52-5455

福祉用具貸与・購入

事業所名	住所	電話番号
有限会社　ひまわり	山田 4731-1 （玉江南 1 区の 3）	0838-22-2612
あおば	椿東 2858 （無田ヶ原の 3）	0838-26-3770
株式会社　ホームケアサービス山口　萩店	椿東 2880-1 （無田ヶ原の 3）	0838-24-1002
合同会社ここも	萩市川島 444 （川島 3 区の２）	0838-21-5402

有料老人ホーム等

事業所名	住所	電話番号
ケアハウスつばき	椿 2398-1 （濁渕）	0838-24-4128
ゆめの里はぎ	椿東 2942－13 （無田ヶ原の 2）	0838-21-7635
椿の郷	椿東 6030-13 （後小畑の 1）	0838-21-7120
華房　堀内	堀内 169-1	0838-21-5600
有料老人ホーム　のどか	下田万 2417-1	08387-3-0005
ラウレアたまがわ	下田万 2412-1	08387-2-1030
グッドタイムホーム・グランド萩	古萩町 25	0838-22-9006

サービス付高齢者向け住宅

事業所名	住所	電話番号
ちはるえん　ほほえみ館	明木 4781-1	0838-55-0333
メディカルホーム絆	大井 1723-1	0838-28-5300
美憲の館	今古萩町 30-1	0838-25-0077

権利擁護支援センター

認知症や障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるように権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じます。

名　　称	所　在　地	担　当　地　区
萩市権利擁護支援センター 0838-26-4680	江向 510（江向） 萩市総合福祉センター内	・萩市全域

萩市在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行い、在宅介護などに関する総合的な相談に応じます。

名　　称	所　在　地	担　当　地　区
さんみ苑 0838-27-5000	三見 3852-1（三見蔵本） さんみ苑内	・東木間・西木間・北木間 ・山田・玉江・玉江浦・倉江 ・小原・三見
はぎ おおい 0838-24-4120 0838-24-1181	江向 510（江向） 萩市総合福祉センター内	・城東・樽屋町・今魚店町 ・北古萩町・塩屋町・細工町 ・恵美須町・東田町・西田町 ・瓦町・上五間町・下五間町 ・吉田町・古萩町・今古萩町 ・熊谷町・米屋町・津守町 ・無田ヶ原・無田ヶ原口 ・新川・鶴江・香川津 ・江向・河添・平安古町 ・堀内・浜崎新町・浜崎 ・東浜崎・土原・上野・椎原 ・目代・中の倉・中津江 ・長山・船津・松本市 ・小畑・越ケ浜・大井
かがやき 0838-21-4811	椿 2398-1（濁淵） 在宅サポートセンターかがやき内	・橋本町・御許町・唐樋町 ・川島・椿（霧口・沖原 ・大屋・笠屋・河内・青海 ・椿・濁淵・金谷・椿町 ・雑式町）

名　　称	所　在　地	担　当　地　区
みしま 0838-23-2828	見島 35-1（見島２区） 見島ふれあいセンター内	・見島
おおしま 0838-28-1020	大島 92（大島東） 山口県農業協同組合 大島ふれあい店内	・大島
あいしま 0838-25-4965	相島 13-1（相島下） 相島文化センター内	・相島・櫃島
かわかみ苑 0838-54-2000	川上 4921-1（共栄） かわかみ苑内	・川上地域全域
うたたね 08387-8-2000	上田万 2678（八幡） デイホームうたたね内	・田万川地域全域
むつみ 080-6314-8687	吉部上 3201-8（鈴倉） 萩市社会福祉協議会むつみ事務所内	・むつみ地域全域
やまびこ 08387-8-2000	弥富下 3998（弥富６区） やまびこ内	・上三原・堀田・帆柱 ・下三原上・下三原下・北谷 ・野頭・前地・高山・沖浦 ・弥富 1 区～13 区
すさ苑 08387-6-3147	須佐 1378-1（松原） すさ苑内	・松原・本町上・本町中 ・本町下・河原丁・山根丁東 ・山根丁西・横屋丁・中津 ・浦西・浦中・浦東・入江 ・水海・青葉台・まてかた ・金井・押谷・中畑
あさひ 0838-56-5002	佐々並 2493-4（佐々並市） 佐々並診療所内	・旭地域全域
ふくえ 0838-52-5111	福井下 3999-6（東宗）	・福栄地域全域

相談・苦情の窓口

要介護認定の申請等 相談・苦情全般	萩市高齢者支援課介護保険係		0838-25-3368
	川上総合事務所		0838-54-2121
	田万川総合事務所		08387-2-0300
	むつみ総合事務所		08388-6-0211
	須佐総合事務所		08387-6-2016
	旭総合事務所		0838-55-0211
	福栄総合事務所		0838-52-0121
介護保険料について	萩市課税課市民税係 【課税に関すること】		0838-25-3781
	萩市収納課収納係 【納付に関すること】		0838-25-3575
介護サービスの利用に不満や 苦情（直接申し立てをする場合）	山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口		083-995-1010
要介護認定に関すること （直接不服申し立てをする場合）	山口県介護保険審査会 山口県健康福祉部長寿社会課 介護保険班		083-933-2774
介護予防サービス 介護予防・生活支援サービス事業	萩市地域包括支援センター	萩・川上・むつみ・旭・福栄地域の方	0838-25-3521
		田万川・須佐地域の方	08387-6-2017
高齢者福祉サービス	萩市高齢者支援課高齢福祉係		0838-25-3137

もくじ

■介護保険のしくみ	1
■保険料の納め方	3
■介護サービスを利用するには	5
・在宅サービス、施設サービス利用の流れ	9
■介護サービスにかかる費用	10
・負担限度額認定（食費や居住費の減額）、高額介護サービス費等の手続き	11
■利用できるサービス	15
・サービスの種類と費用の目安	15
・福祉用具及び住宅改修について	21
■緩和した基準によるサービス・住民主体による生活支援サービス	23
■高齢者福祉サービス（介護保険外）	25
■介護サービス事業所一覧	30